

濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の
地盤沈下の現状と今後の取組について

令和2年2月26日
地盤沈下防止等対策要綱に関する
関係府省連絡会議

1. 標記の地域においては、これまでの取り組みにより、地盤沈下も沈静化の傾向に向かっている。

しかしながら、未だ地盤沈下の進行が認められる地域があることや渇水時の短期的な地下水位低下により地盤沈下が進行する恐れもあり、引き続き、以下の取り組みを推進することが必要である。

2. 地下水採取に係る目標量（注）については、地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るために達成又は遵守されるべき目標として継続する。

（注）地下水採取に係る目標量

関東平野北部	（保全地域）	年間	4.8億m ³
濃尾平野	（規制地域）	年間	2.7億m ³
筑後・佐賀平野	（規制地域）	佐賀地区	年間 6百万m ³
		白石地区	年間 3百万m ³

3. 渇水時の短期的な地下水位低下等による地盤沈下の進行に対応するため、地下水の監視、地下水情報の共有化、沈下予測等の地下水マネジメント方策について調査・研究を推進する。

具体的には、関係地方公共団体、国が行う地下水に関する監視体制及び監視基準の整備、国が行う地下水データベースの構築、地盤沈下解析、衛星データを用いた地盤沈下量の把握等を、関係機関が協力して進める。

4. 調査・研究の推進にあたっては、国、関係地方公共団体等により構成される地盤沈下防止等対策推進協議会のより一層の活用を図る。

5. 国は、標記の地域において、深刻な地盤沈下の発生等の問題の兆候がみられた場合には速やかに必要な措置をとるものとする。

6. 関係府省連絡会議は、概ね5年毎に地盤沈下防止等対策等について評価検討を行う。